

5G導入促進税制の概要

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る。
- 令和6年度税制改正大綱において、固定資産税の特例措置の適用期限を令和6年度末まで延長することとされた。

制度概要

全国キャリア・ローカル5G免許人



特定高度情報通信技術活用システム導入計画（主務大臣の認定）

全国キャリア・ローカル5G免許人が提出する以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例(税額控除等)

<課税の特例の内容>

法人税・所得税 【適用期限：令和6年度末まで】

対象事業者	税額控除		特別償却
全国キャリア	条件不利地域	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G免許人	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%		30%

控除額は当期法人税額の20%を上限。

〔ほかに、ローカル5G免許人については、固定資産税の課税標準を3年間1/2とする特例措置あり。【適用期限：令和6年度末まで】〕

<対象設備>

○全国5G※1、2

- 基地局の無線設備
(屋外に設置する親局・子局)
- (注) 開設計画前倒し要件は廃止

○ローカル5G※3

- 基地局の無線設備
- 交換設備
- 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)
- 通信モジュール

※1 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る。
 ※2 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る (令和5年度末まで)。
 ※3 先進的なデジタル化の取組みに利用されるものに限る。

背景

- 我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置を講ずることにより、サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要。
- なお、R4年3月に5G情報通信システムに不可欠な半導体の生産設備確保を目的に、特定半導体等について資金の助成措置を行う基金を新たに設置。(経済産業省担当)。

法律の概要

国/指針の策定
(経産・総務+関係省庁)

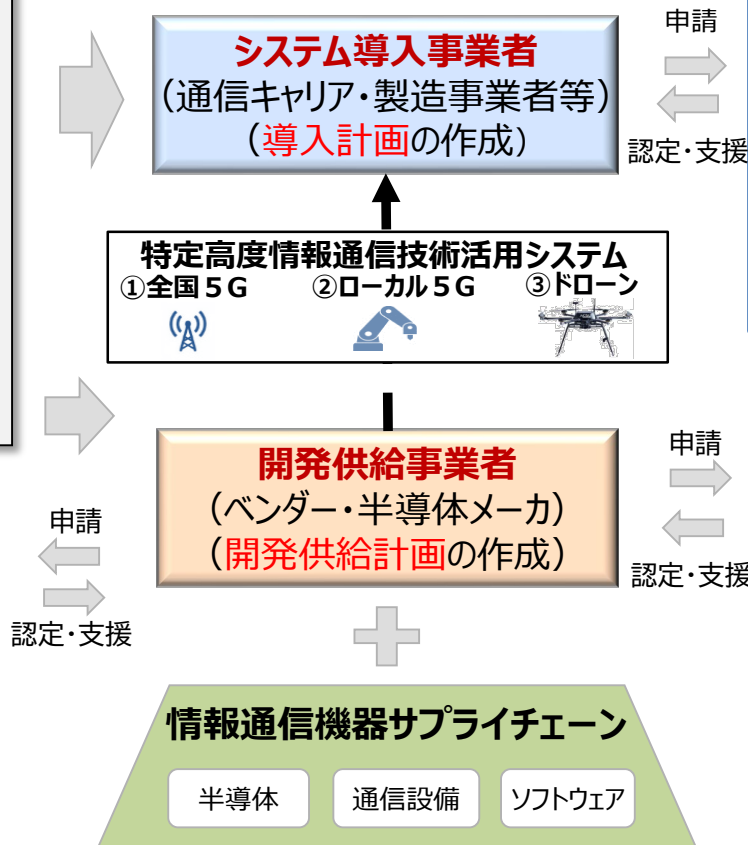
【認定基準】

- ① **安全性・信頼性**
(セキュリティ、ベンダー企業の信頼性)
- ② **供給安定性**
- ③ **オープン性**
(国際標準規格に準拠、グローバル連携)

経済産業大臣

- 特定半導体生産施設整備等のための支援措置 (R4年3月新設)
- ・ 基金による資金の助成
- ・ ツーステップローン等

【講ずる措置の全体像 (イメージ)】



事業所管大臣

- 導入計画認定に基づく支援措置
- ・ 5G導入促進税制
- ・ ツーステップローン※1
- ・ 中小企業投資育成株式会社法特例
- ・ 中小企業信用保険法特例

経産・総務大臣※2

- 開発供給計画認定に基づく支援措置
- ・ ツーステップローン※1
- ・ 中小企業投資育成株式会社法特例
- ・ 中小企業信用保険法特例

※1: ツーステップローンについては、5Gが対象
 ※2: ドローンについては、主務大臣は経産大臣